

海域での測量と申請

—水路測量に関する手続き—

海上保安庁海洋情報部



わが国は四方を海に囲まれ、その海から多大な恩恵を受けています。それ故、私たちが海と共存していくには海について良く知ることが大切なのです。

海について知り得た様々な情報を互いに共有することで、海の姿が見えてくるのです。

海の深さ、海岸線などは、自然の力や人の手が加えられ刻々と変化しています。

目に見えない海底地形や海岸形状などを測定する作業を『水路測量』と言い、水路測量には、専門性の高い高度な技術力が要求されます。

水路測量をして得られた情報は、大変貴重なものであることから、取得された情報を有効に活用するため『水路業務法』が定められています。



水路測量のうち、公的経費が投入されている水路測量は、水路業務法で許可制度がとられています。

水路測量の重複を避け、公的経費を節減し、また、水路測量で得られた貴重な情報を本来の目的以外に利用させていただくことで、海上保安庁の刊行する海図や水路通報などの安全情報に採用するほか、海と係わりを持つ多くの人々に共有され、さまざま形で活用されます。

なお、民間企業の方が、専用岸壁などを海図に採り入れる目的で、独自に行う水路測量は、業務の委託を申し込むことで、その成果を海図に採り入れることができます。

用語の説明

水路測量（水路業務法第2条）

水域の測量及びこれに伴う土地の測量
並びに

その成果を航海に利用させるための地磁気の測量
をいいます。

このような測量を実施しようとする場合には、
水路測量許可申請または業務委託申込みが必要となることがあります。

水路測量許可申請（水路業務法第6条）

水路測量の費用の一部または全部を、国または地方公共団体が負担
又は補助する場合には、水路測量許可申請が必要です。

計画している水路測量の許可の流れは、次ページのフローチャート
でご確認ください。申請の詳細は、最寄りの管区海上保安本部海洋情
報部にお問い合わせ（19ページ）ください。

許可申請書の提出期限は、作業を開始する1カ月前を原則としてい
ます。これは許可を行った水路測量について、その区域、期間、その
他必要な事項を公示する（水路業務法第8条）とともに、必要に応じて水
路通報や航行警報に掲載して、海域での測量作業や船舶の安全を確保
するうえで、その手続きや周知期間として必要なためです。

業務委託申込み（水路業務法第26条）

民間企業が独自に行う水路測量の成果を、海図に採り入れるために
海上保安庁職員の立会いを求める手続きです。立会いでは、海図を補
正するための基準を満たす水路測量が実施されていることを海上保安
庁職員が指導・助言を行います。得られた成果は管区海上保安本部海
洋情報部で審査を行い、その後海図が補正され船舶の入港等の安全が
保たれます。

なお、業務委託申込みには、承認および海上作業の安全を確保する
ための周知期間を含め概ね40日程度の日数がかかります。

★ 水路測量の計画・立案の途中でもご不明な点をご相談ください。
窓口は、最寄りの管区海上保安本部海洋情報部になります。

水路測量に係る手続きのフローチャート

START

YES

水路測量に
公的経費が
含まれる

NO

水路測量許可申請

〔水路業務法第6条〕

5ページへ

申請が必要な水路測量の例

- 港湾浚渫確認のための測量
- 栈橋完成に伴う水路測量
- 海岸形状把握のための測量
- 漁場造成のための測量

申請が除外される水路測量の例 (水路業務法施行規則第3条)

- 大学が学術目的で行う調査研究のための水路測量
 - 築造工事の事前調査、浚渫工事の工程管理を目的とした水路測量
- ※ 施工後に実施する水路測量は許可申請の対象となります。

水路測量の成果
を海図に反映

YES

業務委託申し込み

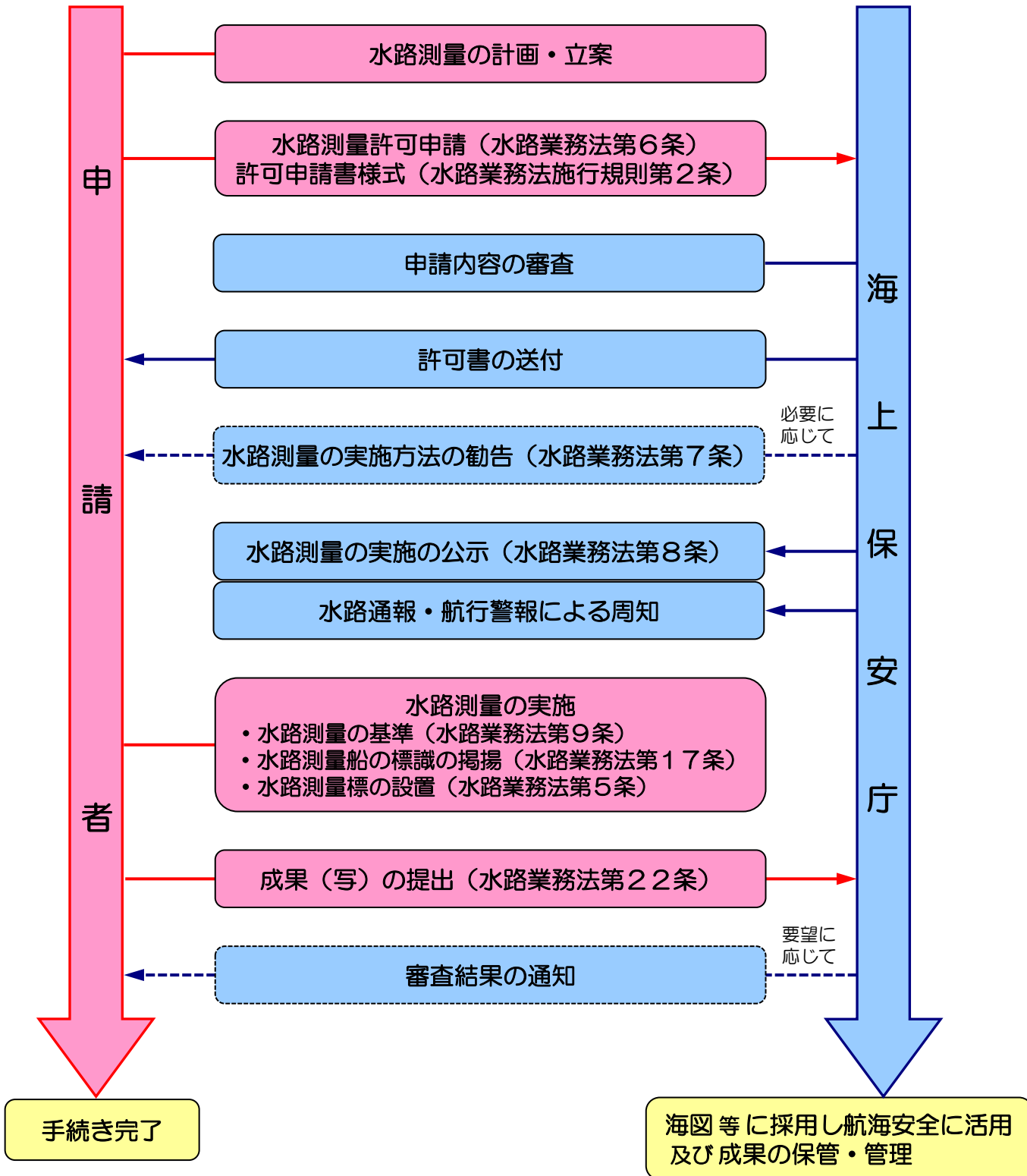
〔水路業務法第26条〕

10ページへ

業務委託を申し込む水路測量の例

- 着岸施設の完成後、海図への掲載するため行われる水路測量
- 着岸施設前面の浚渫結果を海図に掲載するため行われる水路測量

水路測量の許可申請に関する流れ



水路測量許可申請書

年 月 日

殿

住 所：

氏名又は名称：

水路業務法第六条の規定により、下記のとおり水路測量の許可を申請します。

記

1 目的

2 区域

3 水路測量標の設置の有無

4 事項

灯台その他の物標の標高 可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ
 干出する岩その他の物及び干出堆の高さ 水深 海岸線 低潮線
 浮標の位置 底質 その他（ ）

5 測定又は調査の方法

6 期間

7 成果の提出

予定期日
形式

8 水路測量を計画する機関

名称
代表者の氏名
所在地

9 水路測量作業を行う機関

名称
代表者の氏名
所在地
水路測量作業従事者

10 備考

水路測量許可申請書の記入要領

「申請先」

「海上保安庁長官」水路測量を実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合。なお送付先は、最寄の管区海上保安本部を経由するか、直接の海上保安庁海洋情報部（東京都）へ申請してください。

「管区海上保安本部長」上記以外の場合。水路測量を実施する区域を管轄する管区海上保安本部海洋情報部へ申請してください。

「住所」、「氏名又は名称」

申請者が法人等である場合には、「住所」にあつては当該法人等の住所を、「氏名又は名称」にあつては当該法人等の名称並びに代表者名の職名及び氏名を記載してください。なお、公印は省略できます。

「1 目的」

水路測量の目的をできるだけ具体的に明記してください。

「2 区域」

水路測量を実施する区域の港名または地名を記載してください。また、当該区域及び周囲の概況を明らかにすることができる適格な縮尺の付図を添付してください。なお、経緯度で測量区域等を表すことができる場合は経緯度値をできるだけ明記してください。

「3 水路測量標の設置の有無」

有りまたは無しを明記してください。水路測量標を設置する場合は、設置の目的、予定場所、水路測量標の種類などを記載してください。

「4 事項」

9つの項目の中から、当該作業で該当する項目にシ印を付してください。（複数可）

「5 測定又は調査の方法」

測定方法、測定機器及び測定機器の精度を記載してください。

（記載例）

（1）灯台その他の物標の標高の場合

GNSS（2周波精密測量用）及びトータルステーション（10秒読み）を使用して測定する。

（2）障害物の高さの場合

橋梁の高さは巻尺を用い水面からの直接測定とする。

(3) 水深の場合

①海上位置の決定方法

- ・経緯儀（3"読み）と光波測距儀（4cm/500m）による一方位一距離法
- ・GNSS（RTK：100mm+2ppm）

②測深の方法（測定機器および測定機器の精度）

- ・多素子音響測深機（〇〇社製、〇〇型、4素子）、精度（±0.01+水深/1000）m
- ・マルチビーム音響測深機（〇〇社製〇〇型）

③測深範囲

- ・マルチビーム音響測深機を使用し調査海域の100%の水深を測定する。
- ・測深線を均一に設定し、調査海域の5%以上の水深を測定する。

(4) 底質の場合

- ・投鉛を使用して判別を行う
- ・採泥器（スミスマッキンタイヤ）を使用して採取する

(5) 上記（1）～（4）に該当しない場合

項目名を括弧内に記載し、測定方法・測定機器・機器の精度等を記載してください。

「6 期間」

測量を行う区域における水路測量作業期間を記載してください。

※会社と作業現場の往復日数は含めないでください。

「7 成果の提出」

「予定期日」には、許可を受けた水路測量で得た成果を提出する年月日を記載し、「形式」には成果の名称・縮尺等を記載してください。また、デジタルデータの場合は、記録媒体・データ処理ソフト・フォーマット形式等も併せて記載してください。

「8 水路測量を計画する機関」

水路測量を計画している機関の名称、代表者の氏名、所在地を記載してください。

「9 水路測量を実施する機関」

水路測量を実施する機関の名称、代表者の氏名、所在地を所定の欄に記載してください。「水路測量作業従事者」には、従事者の氏名、実務略歴、水路測量に関する資格名等を記載してください。

「10 備考」

申請書の各欄に記述することが困難な事項や他に添付書類として提出するものの有無、計画機関の担当者等を記載してください。

※ 水路測量開始の**1か月前まで**を目安に申請してください。

※ 申請書提出の際は**別途実施計画書等**を添付してください。

記入例)

水路測量許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

海上保安庁長官
又は
第〇管区海上保安本部長

殿

住 所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名又は名称： 〇〇県〇〇局長
〇〇 太郎

水路業務法第六条の規定により、下記のとおり水路測量の許可を申請します。

記

- 1 目 的 例) 〇〇港〇〇区〇〇埠頭〇号岸壁(一8.5m)の完成に伴う海図補正のための測量
例) 海岸形状把握のための測量
- 2 区 域 〇〇港〇〇区 又は 〇〇海岸
- 3 水路測量標の設置の有無 なし
- 4 事 項
 灯台その他の物標の標高 可航水域の上空にある橋梁その他の障害物の高さ
 干出する岩その他の物及び干出堆の高さ 水深 海岸線 低潮線
 浮標の位置 底質 その他()
- 5 測定又は調査の方法
測位はGNSSを使用し船位を測定する。水深はマルチビーム音響測深機(△△社製
〇〇型)を使用する。最低水面は〇〇による。その他詳細は実施計画書のとおり。
- 6 期 間
令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日(うち 〇日間)
- 7 成果の提出
 予定期日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
 形 式 〇〇深淺図、〇〇報告書 など
- 8 水路測量を計画する機関
 名 称 〇〇県〇〇局
 代表者の氏名 〇〇局長 〇〇 太郎
 所 在 地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 9 水路測量作業を行う機関
 名 称 〇〇〇〇測量株式会社
 代表者の氏名 〇〇 花子
 所 在 地 〇〇市〇〇町〇〇番地
 水路測量作業従事者

氏 名	実 務 略 歴	資 格
〇〇 一郎	水路測量30年	水路測量技術検定沿岸一級
〇〇 次郎	水路測量10年	水路測量技術検定沿岸一級
〇〇 三郎	水路測量5年	水路測量技術検定沿岸二級
- 10 備 考 (計画機関の担当者名等)
 担当者： 〇〇県〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇 花子
 TEL： (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

民間企業が独自の水路測量を行う場合は？

水路測量には、国や地方公共団体等が公的経費を用いて行うものや民間企業が独自に行うものがあります。

民間企業が新しく専用岸壁を造って船を入港させようとする場合、岸壁付近で水路測量を行うだけでは船を入港させることはできません。その情報が海図に記載されてはじめて入港が可能になるのです。

民間企業が独自に行う水路測量に海上保安庁職員を立会わせることで、海図への採用に必要な水路測量の技術指導を行い、その成果を保証して海図に記載します。

このための手続きが、水路業務法第26条に基づく受託業務になります。受託業務に伴う海洋情報部職員の派遣は、委託者負担の原則により有償となっております。

業務委託の手続きについて

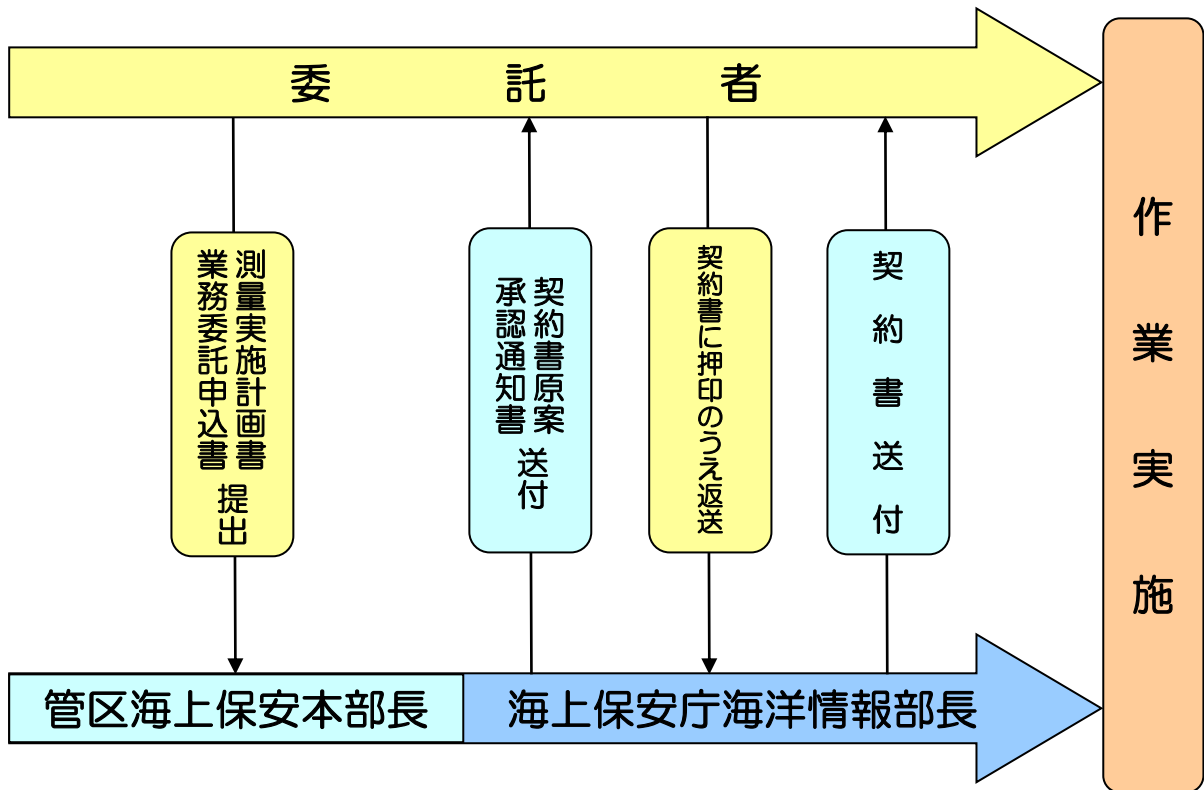
業務を委託しようとする際は、本紙12頁にある業務委託申込書、測量計画書等の書類により、水路測量を実施する区域を管轄する管区海上保安本部の長を経由して海上保安庁長官に申し込む必要があります。

業務委託の申込者が代表者でない場合は、委任状が必要となります。委任状の様式等詳細な手続きについては、最寄りの管区海上保安本部海洋情報部又は海上保安庁海洋情報部に早め※にご相談下さい。

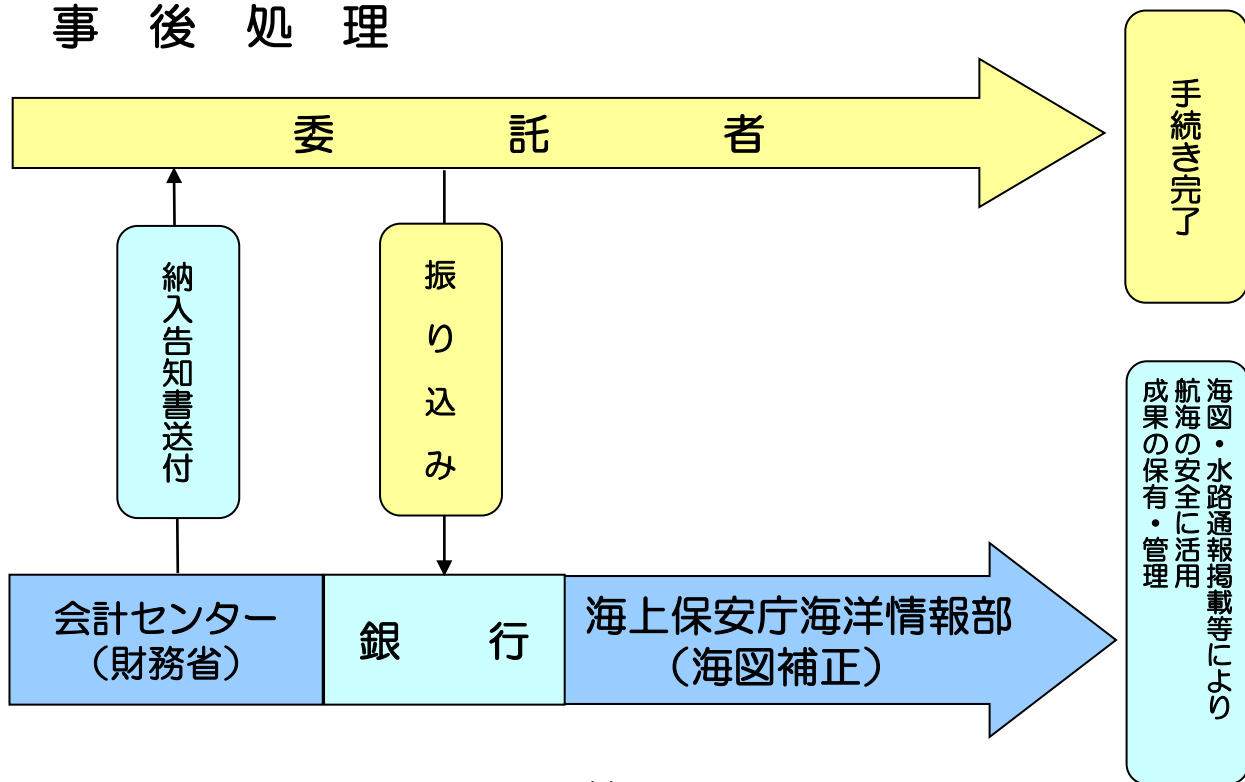
それぞれのケースに応じて、適切なアドバイスをいたします。

※ 業務委託申込書を受領後、承認、周知期間を含め、契約までに概ね40日程度かかります。契約が成立しないと、立合うことができません。

● 業務委託申し込み手続き（水路業務法第26条）



● 事後処理



業務委託申込書

水路業務法第二十六条の規定により、下記のとおり水路に関する業務を委託したいので申し込みます。

年 月 日

氏名又は名称
 申込者が団体であるときは
 その代表者の氏名
 住所又は所在地

海上保安庁長官 殿

委託しようとする 業務の件名	
業務委託期間	
業務の内容	
成果の使用目的	
備考	

業務委託申込書 記入要領

- 申込書の様式は、前頁の様式で作成して下さい。
 - 委託しようとする業務の件名の欄には、〇〇の水路測量（技術指導）等と記入して下さい。
 - 「業務委託期間」の欄には、申込者が委託を希望する期間を記入して下さい。
 - 「業務の内容」の欄には、〇〇に伴う水路測量（技術指導）と記入して下さい。
 - 「成果の使用目的」の欄には、その業務によって得られた成果を何に使用するかについて記入して下さい。
 - 「備考」の欄には、受託者の業務上参考となる事項等を記入して下さい。
 - 測量実施計画書など作業について詳細に記載されている書類を添付してください。
- ※ 申込書は、前頁のコピー又はワープロ等で作成したものを使用しても構いません。
- ※ 申込者の氏名が代表者名でない場合は、委任状が必要となります。なお、委任状には受任者使用印の押印が必要です。

委任状の様式やその他必要な書類などご不明な点については、申込書を提出する管区海上保安本部海洋情報部にお訊ね下さい。

業務委託申込書

水路業務法第二十六条の規定により、下記のとおり水路に関する業務を委託したいので申し込みます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

氏名又は名称
 申込者が団体であるときは
 その代表者の氏名
 住所又は所在地

〇〇株式会社
 〇〇工場長 〇〇 太郎
 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

海上保安庁長官 殿

委託しようとする 業務の件名	〇〇港〇〇区〇〇株式会社〇〇工場荷役栈橋完成に伴う水路測量 (技術指導)
業務委託期間	自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日
業務の内容	〇〇港〇〇区〇〇株式会社〇〇工場荷役栈橋完成に伴う水路測量 (技術指導)
成果の使用目的	海図補正資料
備考	測量実施機関 〇〇測量株式会社

水路業務法（抜粋） 昭和25年4月17日 法律第102号

最終改正…平成30年12月14日法律第95号

（目的）

第1条 この法律は、水路測量の成果その他の海洋に関する科学的基礎資料を整備し、もって海空交通の安全の確保に寄与するとともに、国際間における水路に関する情報の交換に資することを目的とする。

（水路測量）

第2条 この法律において「水路測量」とは、水域の測量及びこれに伴う土地の測量並びにその成果を航海に利用させるための地磁気の測量をいう。

2 前項の規定は、土地の測量について測量法（昭和24年法律第188号）の適用を妨げるものと解釈してはならない。

（水路図誌）

第4条 この法律において「水路図誌」とは、海図、水路誌、潮汐表、灯台表、航用諸暦及びその他の水路に関する図誌をいう。

（水路測量標）

第5条 この法律において「水路測量標」とは、海上保安庁又は第6条の規定により許可を受けた者が水路測量又は海象観測のために設置する標識をいう。

2 水路測量標の種類及び形状は、国土交通省令で定める。

（海上保安庁以外の者が実施する水路測量）

第6条 海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするときは、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。但し、学術上の目的をもって行う測量、局地的な測量等について国土交通省令^{*1}で定める場合は、この限りでない。

*1 国土交通省令で定められた許可を要しない測量については、本紙4頁のフローチャート及び17頁を参考にして下さい。

（水路測量の実施方法の勧告）

第7条 海上保安庁長官は、必要があると認めるときは、前条の規定により許可を受けた者に対し、水路測量の実施方法につき勧告をすることができる。

（水路測量の実施の公示）

第8条 海上保安庁長官は、水路測量を実施しようとするときは、あらかじめその区域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。第6条の規定による許可をしたときも同様とする。

（水路測量の基準）

第9条 海上保安庁又は第6条の許可を受けた者が行う水路測量は、経緯度については世界測地系に、標高及び水深その他の国際水路機関の決定その他の水路測量に関する国際的な決定に基づき政令^{*2}で定める事項については政令^{*2}で定める測量の基準に、それぞれ従って行わなければならない。ただし、専ら外国政府のために行う水路測量その他の世界測地系に従って行うことが適当でないものとして国土交通省令で定める水路測量は、世界測地系に代えて国土交通省令で定める経緯度に関する測量の基準に従って行うことができる。

2 前項の「世界測地系」とは、地球を次に掲げる要件を満たす扁平な回転楕円体であると想定して行う地理学的経緯度の測定に関する測定の基準をいう。

- 一 その長半径及び扁平率が、地理学的経緯度の測定に関する国際的な決定に基づき政令で定める値であるものであること。
- 二 その中心が、地球の重心と一致するものであること。
- 三 その短軸が、地球の自転軸と一致するものであること。

※2 政令で定められた測定の基準は、以下のとおりです。

- ・標高は、平均水面からの高さ
- ・干出岩及び干出たいは、最低水面からの高さ
- ・水深は、最低水面からの深さ
- ・海岸線は、水面が最高水面に達した時の陸地と水面の境界
- ・平均水面、最高水面及び最低水面の高さは、海上保安庁長官が公示するところによる。

（資料又は報告の提出の要求）

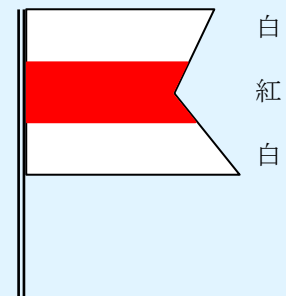
第10条 海上保安庁長官は、特に必要があるときは、地方公共団体その他港湾施設の管理者に対し、その管理する港湾施設の状況について資料又は報告の提出を求めることができる。

（水路測量標及び測量船の保全）

第16条 何人も、正当な理由がないのに、水路測量標を毀損し、移転し、その他水路測量標の効用を害する虞のある行為をしてはならない。

第17条 海上保安庁又は第6条の規定により許可を受けた者の船舶は、水路測量又は海象観測を行う場合には、国土交通省令^{※3}で定める標識を掲げなければならない。

※3 国土交通省令（水路業法施行規則第6条）で定める標識は右図のとおりです。



第18条 船長は、船舶を、正当な理由がないのに前条の標識を掲げる船舶に著しく接近させて航行させてはならない。

罰則 本法第29条第2号

（水路関係事項の通報）

第19条 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生ずる工事をする者は、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

第20条 船長は、水中に沈没物その他航海の障害となる虞のある物件があることを発見し、又は海上保安庁の刊行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

（成果の公表）

第21条 海上保安庁長官は、水路測量又は海象観測を実施して成果を得たときは、これを公表しなければならない。

（成果の提出）

第22条 第6条の規定により許可を受けた者が、水路測量を実施して成果を得たときは、遅滞なく、その写を海上保安庁長官に提出しなければならない。

第23条 海上保安庁以外の者は、その実施する海象観測により、海上保安庁の発行した水路図誌に記載されている事象と著しく異なる事象を発見したときは、遅滞なく、その旨を海上保安庁長官に通報しなければならない。

（水路に関する業務の受託）

第26条 海上保安庁は、その業務の遂行に支障のない限り、一般の委託により、水路測量及び海象観測並びにこれらに関連する図誌の作製、編修又は印刷を行うことができる。

第28条 第16条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者
- 二 第18条の規定に違反した者
- 三 第24条又は第25条第1項の規定により承認又は許可を受けなければならない事項を承認又は許可を受けなかった者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第3号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

水路業務法施行規則（抜粋） 昭和25年7月26日 運輸省令第55号

最終改正…平成19年3月14日 国土交通省令第12号

（許可を要しない水路測量）

第3条 法第6条但書の規定により、海上保安庁長官の許可を受けることを要しない場合は、左の通りとする。

- 一 地球物理学、海洋学、地形学、地質学及び生物学の調査及び研究のために水路測量を行う場合
- 二 港湾施設施工のために水路測量を行う場合
- 三 百万分の一未満の縮尺図を調製するために水路測量を行う場合
- 四 前各号に掲げる場合を除く外、高度の正確さを必要としない水路測量を行う場合

具体的な調査方法及び基準については、海上保安庁海洋情報部ホームページをご覧ください。最寄の管区海上保安本部海洋情報部へお問い合わせ下さい。

◆URL：<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>